## 平成28年度介護支援専門員専門研修・更新研修【課程 I・II】 開催要綱

### 1 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながら利用者の自立支援に資するケアマネジメントを実践できる知識・技術を習得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

また、本研修は、介護支援専門員証の有効期間を更新するために必要な「更新研修(実務経験者向け)」を兼ねるものとします。(専門研修と更新研修の合同開催。)

## 2 実施主体

社会福祉法人大分県社会福祉協議会(大分県社会福祉介護研修センター)

## 3 受講資格

介護支援専門員であって、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とします。

## (1)「専門研修」として受講する者

現在、県内の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、基準該当居宅介護支援事業所、認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む。)の事業所、特定施設入居者生活介護(介護予防を含む。)の事業所、小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)の事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護の事業所のいずれかで介護支援専門員として勤務し、実務に従事していることが必須要件となります。かつ、平成30年1月以降に有効期間が満了する者とします。

### (2)「更新研修」として受講する者

介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者 又は従事していた経験のある者で、引き続き実務に従事する又は実務に従事する予 定がある等で有効期間を更新する必要のある者のうち、平成29年12月末までに 有効期間が満了する者とします。なお、研修内容については専門研修と同じです。

### ※【上記(1)及び(2)の「実務」について】

この場合の「実務」とは、ケアプラン作成業務(介護予防を含む。)を指します。 上記(1)に掲げる事業所又は施設で就労していたとしても、単に、要介護認定の ための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調 整のみを補助的に行い、ケアプランの作成を行っていない場合は、実務経験として は認められません。

## 4 対象者

- (1) 専門・更新研修「課程 I (56時間)」
- ①専門研修として受講する者

上記3(1)の受講資格を満たす方で、平成28年6月1日現在おいて、就業後6ヵ月以上の者。ただし、介護支援専門員証の更新が2回目以上となる方で、前回の更新のときに課程Iを受講した方は受講不要です。

### ②更新研修として受講する者

上記3 (2) の受講資格を満たす方は、現在の実務への従事、実務経験の多少を問わず、受講できます。ただし、介護支援専門員証の更新が2回目以上となる方で、前回の更新のときに課程 I を受講した方は受講不要です。

## (2) 専門·更新研修「課程Ⅱ(32時間)」

(国の研修カリキュラムが改正されたため、居宅・施設のコース分けは行いません。)

## ①専門研修として受講する者

上記3(1)の受講資格を満たす方で、平成28年9月1日現在において、就業後3年以上の者。また、介護支援専門員証の更新が2回目以上となる方は、更新後3年以上経過していることが必要です(課程Iを修了していることが必要です。)。

## ②更新研修として受講する者

上記3(2)の受講資格を満たす方は、現在の実務への従事、実務経験の多少を 問わず、受講できます。

## 5 開催日程

(1) 専門・更新研修「課程 I」(計9日間、56時間)

事例の提出が必要です。(詳細については、受講決定通知にてお知らせします。)

	F	日程	会場
1日目	平成 2 8	年6月21日(火)	
2 日 目	IJ	6月25日 (土)	
3日目	IJ	7月 9日(土)	
4日目	IJ	7月10日(日)	大分県社会福祉介護研修センター
5日目	IJ	7月16日(土)	3階 大ホール
6日目	IJ	7月30日(土)	大分市明野東3丁目4番1号
7日目	IJ	8月19日(金)	
8日目	IJ	8月31日 (水)	
9 日 目	IJ	9月 4日(日)	

## (2) 専門・更新研修「課程Ⅱ」(計5日間、32時間)

下記のいずれかの組を選択してください。

事例の提出が必要です。(詳細については、受講決定通知にてお知らせします。)

## 【1組】

	日程	会場		
1日目	平成28年9月18日(日)			
2 日 目	"9月24日(土)	大分県社会福祉介護研修センター		
3日目	" 10月15日(土)	3階 大ホール		
4日目	" 10月30日(日)	大分市明野東3丁目4番1号		
5 月 目	" 11月 8日(火)			

## 【2組】

	日程	会場		
1日目	平成28年9月30日(金)			
2 日 目	" 10月16日(日)	大分県社会福祉介護研修センター		
3日目	" 10月29日(土)	3階 大ホール		
4日目	" 11月11日(金)	大分市明野東3丁目4番1号		
5日目	" 11月30日(水)			

## 6 カリキュラム 別紙「研修日程」参照

## 7 修了評価(研修記録シートの作成と提出)

研修受講を効果的なものとするために、受講者自身が研修を通じて得たいこと(学習課題)を設定し、その達成状況を修了後に評価することを目的とした、「研修記録シート」の作成と提出を通して修了評価を行います。(詳細については、受講決定通知にてお知らせします。)

## 8 定員(予定)

- (1)課程I 150名
- (2) 課程Ⅱ 1組 150名 2組 150名

## 9 研修場所

大分県社会福祉介護研修センター3階大ホール (別紙案内図 参照) 大分市明野東3丁目4番1号 TEL 097-552-6888 FAX 097-552-6868

## 10 受講申込

受講申込書(課程 I、課程 II の両方を受講する場合、それぞれに申込書があるのでご留意ください。)の各項目に記入し、必ず「介護支援専門員証の写し」を添付して、大分県社会福祉介護研修センターあて郵送でお申し込みください。

(FAXによる申し込みは無効です。)

## ※受講申込書 記入上の留意点

- (1) 受講が必要な研修は、別紙「フローチャート」で確認してください。
- (2) 課程Ⅱは、1組または2組のいずれかを選択して、希望する組を第2希望まで記入してください。(第2希望まで記入することで、第1希望の受講が不可となった場合、自動的に第2希望で調整します。)
- (3) 受講決定後の変更は原則、不可となりますのでご了承ください。
- (4) 専門研修、更新研修で受講申込書が異なります。ご確認のうえご記入ください。
- (5) 毎年、更新研修の方で課程 I の受講漏れがみられます。別紙「フローチャート」 で確認するなどご留意ください。

## 11 受講申込締切日 平成28年4月28日(木)必着

- 12 受講料(お支払い方法や支払期限は、受講決定通知にてお知らせします。)
- (1)「課程 I」 35,000円 (テキスト代6,480円を含む。)
- (2)「課程Ⅱ」 22,000円 (テキスト代4,320円を含む。)

## 13 受講決定通知及び提出事例等のご案内

県と協議の上、5月末日までに専門研修の方は所属事業所あてに、更新研修の方は、個人住所あてに当研修センターから受講可否決定通知書を郵送します。この時期を過ぎても通知書が届かない場合は、当研修センターまでお問い合わせください。

※「提出事例」、「修了評価(研修記録シート)」及び「受講料のお支払い」について も、上記通知に同封してお知らせします。

## 14 研修修了証明書について

研修日程の全てを修了した場合に、指定法人である社会福祉法人大分県社会福祉協議会会長名の研修修了証明書を交付します。(この修了証明書は、介護支援専門員証の更新申請手続きに必要となりますので、大切に保管してください。)

### 15 個人情報の取り扱い

受講申込書等で取得した個人情報は、本研修の運営及び修了証明書発行以外には利用いたしません。また、提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

### 16 その他

- (1) 昼食は各自で準備願います。なお、研修会場では、業者の方が弁当(500円) の予約を受け付けていますので、ご希望の方は当日、お申し込みください。
- (2) 研修会場周辺の坂道や信号機のない交差点において交通事故が多発していますので、交差点での一旦停止や左右の安全確認を徹底してください。

- (3) 研修会場は、空調管理に努めていますが、体感温度には個人差がありますので、できるだけ温度調節のできる服装でおこしください。
- (4) 自然災害により、研修の開催が困難であると判断したときは、急遽、日程変更等の対応をとる場合があります。その際は、当センターホームページによりお知らせします。
- (5) 身体に障がいがある等、特別の措置を希望される場合は、受講申込み時にご連絡ください。

## 17 問い合わせ先・申し込み先

〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号

大分県社会福祉介護研修センター 研修部 福祉研修係 担当:柴田、板井 TEL(097)552-6888 FAX(097)552-6868

## 平成28年度介護支援専門員専門研修·更新研修 課程 I 研修日程

	<b></b>	n+ 88	Lu /	。"·史新听修《誄怪》				
$\vdash$	日程	時間	カリキュラム	目 的				
1日目	6月21日(火)	8:30~9:00	受付 オリエンテーション					
		9:00~9:15	オリエンナーション	A				
		9:15~12:15	介護保険制度及び地域包 括ケアシステムの現状	介護保険制度の動向や地域包括ケアシステムの構築にむけた現状の取組を理解し、今後の地域包括ケアシステムに向けた介護 支援専門員の関わり、関連する制度等を理解する。				
		13:00~16:00	対人個別援助技術及び地 域援助技術	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)と地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)の違いと役割を理解する。				
	6月25日(土)	9:30~10:00	受付					
2日		10:00~12:00	ケアマネジメントの実践にお ける倫理	ケアマネジメントを実践する上で感じた倫理的な課題をふまえ、 チームで対応していく際のチームアプローチの方法及び高齢者の 権利を擁護する上で必要な制度等を理解する。				
目		13:00~17:00	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働 の実践	医療との連携や多職種協働に関する課題を踏まえ、今後の実践 に向けて必要な知識・技術を理解する。				
		8:30~9:00	受付					
2		5.50 5.00						
3日目	7月9日(土)	9:00~17:00	ケアマネジメントにおける実践のふり返り及び課題の設定①	介護支援専門員としての実践の振り返りを通じて、ケアマネジメントプロセスを再確認した上で、専門職としての自らの課題を理解する。				
		8:30~9:00	受付					
4 日 目	7月10日(日)	9:00~15:00	ケアマネジメントにおける実 践のふり返り及び課題の設 定②	介護支援専門員としての実践の振り返りを通じて、ケアマネジメントプロセスを再確認した上で、専門職としての自らの課題を理解する。				
		9:30~10:00	受付					
5 日	7月16日(土)	0.00 10.00						
	/月10日(工)	10:00~15:00	リハビリテーション・福祉用 具の活用に関する事例	リハビリテーションや福祉用具等の活用に係る知識及びケアマネージメント手法を修得する。				
	1	0.00	E 11					
		8:30~9:00	受付					
6日	7月30日(土)	9:00~14:00	社会資源の活用に向けた関 係機関との連携に関する事 例	利用者が活用しうる制度に関する知識及び関係機関等との連携を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。				
目		14:00~18:00	認知症に関する事例	認知症に関する知識及び認知症の要介護者等に有効なサービス を活用したケアマネジメント手法を修得する。				
		8:30~9:00	受付					
7日	8月19日(金)	9:00~14:00	看取り等における看護サー ビスの活用に関する事例	看護サービスの活用に係る知識及びケアマネジメント手法を修得 する。				
目		14:00~18:00	入退院時等における医療と の連携に関する事例	医療との連携に必要な知識及び医療との連携を踏まえたケアマ ネジメント手法を修得する。				
		8:30~9:00	受付					
8日日	8月31日(水)	9:00~14:00	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例	介護保険で提供される地域密着型サービス等の活用に係る知識 及びケアマネジメント手法を修得する。				
I		14:00~18:00	家族への支援の視点が必 要な事例	家族への支援の視点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。				
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
9:30~10:00 受付								
9日	9月4日(日)	10:00~12:00	個人での学習及び介護支援 専門員相互間の学習	指導・支援、コーチング、スーパービジョン等の違いを踏まえ、自らがそれらを受ける心構えや、専門職として不断に自己研鑽を行うことの重要性を理解する。				
目		13:00~15:00	研修全体を振り返っての意 見交換、講評及びネットワー ク作り	研修全体を振り返り、今後の学習課題を認識し、自己研鑽の意欲を高める。また、受講者間でのネットワークの構築を図る。				

<sup>※</sup>上記の日程、カリキュラムの内容等は変更する場合がありますので、ご了承ください。

## 平成28年度 介護支援専門員専門・更新研修 課程Ⅱ 研修日程

	1組	2組	時間	カリキュラム	目的								
			9:15 <b>~</b> 9:45	受 付									
			9:45~10:00	オリエンテーション									
1日目	9月18日 (日)	9月30日 (金)	10:00~15:00	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの 今後の展開	介護保険制度の改正等の最新状況や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組及び課題についての講義を行う。地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割等に関する講義・演習を行う。								
			8:30~9:00	受 付									
			(9月24日) 9:00~14:00	認知症に関する事例	各自が担当している認知症である要介護者等の居宅 サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容 の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う								
2 日 目	9月24日 (土)	10月16日 (日)	(10月16日) 14:00~18:00	加以州江(三八)、安子(八)	際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。								
П			(9月24日) 14:00~18:00	リハビリテーション及 び福祉用具の活用に 関する事例	各自が担当しているリハビリテーションや福祉用具等を 組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関 して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切な								
			(10月16日) 9:00~14:00		アセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。								
			8:30 <b>~</b> 9:00	受 付									
3日目	10月15日 (土)	10月29日 (土)	9:00~14:00	社会資源の活用に向 けた関係機関との連 携に関する事例	各自が担当している他の制度(生活保護、成年後見制度等)を活用している事例、インフォーマルサービスを提供する事業者との連携が必要な事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。								
	10月30日 (日)	11月11日 (金)	8:30 <b>~</b> 9:00	受 付									
4 日			9:00~14:00	看取り等における看護 サービスの活用に関 する事例	各自が担当している看護サービスを組み入れた居宅 サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容 の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う 際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留 意点を理解、再確認する。								
			14:00~18:00	入退院時における医療との連携に関する事例	各自が担当している入退院時におけるケースの居宅 サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容 の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う 際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留 意点を理解、再確認する。								
		11月30日 (水)	9:30~10:00	受 付									
5日日	11月8日 (火)		10:00~15:00	家族への支援の視点 が必要な事例	各自が担当している家族支援が特に必要なケースの居 宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内 容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを 行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における 留意点を理解、再確認する。								

- ※昼食・休憩については、適宜設けます。
- ※上記の日程、カリキュラムの内容等は変更する場合がありますので、ご了承ください。

## 大 分 県 の 更 新 研 修 フローチャート(1回目の資格更新者対象)

平成29年中(平成29年1月1日~12月31日)に介護支援専門員証の有効期間満了を迎える。



居宅介護支援事業所等において、介護支援専門員として実務に従事した経験がある。※注1



## 実務経験者向け 更新研修(88時間\*)

\* 平成27年度までは、53時間

◇受講研修 : 更新研修課程 I (56時間\*)

\* 平成27年度までは、33時間

&

更新研修課程Ⅱ(32時間\*)

\* 平成27年度までは、20時間

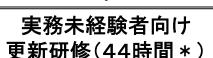
◇予定時期 : 平成28年6月~11月

◇その他 : 専門研修課程を受講している

場合は受講した課程は免除と

なります。 ※注2~4

(参考) 大分県庁ホームページ



\* 平成28年度の介護支援専門員実務研修受講 試験合格発表の日以降は、54時間

◇受講研修 : 実務未経験者向け更新研修

(44時間\*)

\* 平成28年度の介護支援専門員 実務研修受講試験合格発表の 日以降は、54時間

ー いいえ

◇予定時期 : 平成28年10月~12月

◇その他: 実務研修及び再研修と 同科目\*となります。

**※注4** 

\* 平成28年度の介護支援専門員 実務研修受講試験合格発表の 日以降は、一部同科目となりま

す。



## 更新申請手続き後(有効期間満了日の1年前から受付)、更新完了

http://www.pref.oita.jp/site/144/kaigosien-senmonin2.html

#### 【フローチャート補足】

#### ※注1…

介護支援専門員として実務に従事するとは、「居宅介護支援事業所」のほかに「特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)」、「グループホーム」、「小規模多機能型居宅介護」、「複合型サービス」、「地域包括支援センター」、「介護保険施設」等でケアプラン作成の業務をすることを指します。

(実務従事期間は問いません)

#### ※注2…

いいえ

専門研修課程 I の受講対象者は、「介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6ヶ月以上の者」と原則定められています。

#### ※注3…

専門研修課程Ⅱの受講対象者は、「介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後3年以上の者」と原則定められています。

#### ※注4…

更新研修課程Ⅰ、更新研修課程Ⅱ、実務未経験 者向け更新研修の受講対象者は、「介護支援専 門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了す る者」と原則定められています。

### 【その他】

- (1)更新研修を受けずに介護支援専門員証 の有効期間が切れた場合、再研修を修了す ることにより再度、証の交付を受けることが できます。
- (2)他都道府県登録の方は、大分県で更新 のための研修は原則受けられません。登録 している都道府県に確認してください。
- (3)左記は一例です。複雑な制度のため、 必ずしも当てはまらない場合があります。また、研修受講の判断は、介護支援専門員証 の有効期間と研修時期等をよく考慮してくだ さい。



研修を受講するⅡ

## 大 分 県 の 更 新 研 修 フローチャート(2回目の資格更新者対象)

平成29年中(平成29年1月1日~12月31日)に介護支援専門員証の有効期間満了を迎える。



いいえ

いいえ

介護支援専門員証の有効期間満了日より前5年間に、居宅介護支援事業所等において、介護支援専門員として実務に従事した経験がある。※注1



前回の更新時に、専門研修または実務経験者向け更新研修(33時間+20時間)を修了し更新をした。・・・①へ

前回は、実務未経験者向け更新研修(44時間)を修了し更新をした。・・・②へ 再研修を受講して介護支援専門員証の交付を受けた。・・・②へ

\* 主任介護支援専門員更新研修を修了した場合は、更新研修の受講は免除となります。 主任介護支援専門員の方で、主任介護支援専門員の更新を希望する場合は、主任介護支援専門員更新研修 を受講して、介護支援専門員証を更新してください。



## 実務経験者向け 更新研修(32時間\*) 更

\*平成27年度までは、20時間

◇受講研修 : 更新研修課程Ⅱ

(32時間\*)

\*平成27年度まで

は、20時間

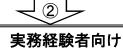
◇予定時期 : 9月~11月

◇その他 : 専門研修課程を

受講している場合は受講した課程は免除となりま

す。

※注2~4



## 実務経験者向け 更新研修(88時間\*)

\*平成27年度までは、53時間

◇受講研修 : 更新研修課程 I

(56時間\*)

\* 平成27年度までは、33時間

+

更新研修課程Ⅱ

(32時間\*)

\* 平成27年度までは、20時間

◇予定時期 : 6月~11月

◇その他 : 専門研修課程を受講して

いる場合は受講した課程

は免除となります。

※注2~4

## 実務未経験者向け 更新研修(44時間\*)

\* 平成28年度の介護支援専門員実務研修 受講試験合格発表の日以降は、54時間

◇受講研修 : 実務未経験者向け

更新研修(44時間\*)

\* 平成28年度の介護支援専門員 実務研修受講試 験合格発表の

日以降は、54時間

◇予定時期 : 10月~12月

◇その他 : 実務研修及び再研修と

同科目 \* となります。 ※注4

\* 平成28年度の介護支援専門員 実務研修受講試験合格発表の日

以降は、一部同科目となります。

## 【フローチャート補足】

#### ※注1…

介護支援専門員として実務に従事するとは、「居宅介護支援事業所」のほかに「特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)」、「グループホーム」、「小規模多機能型居宅介護」、「複合型サービス」、「地域包括支援センター」、「介護保険施設」等でケアプラン作成の業務をすることを指します。

(実務従事期間は問いません)

#### ※注2…

専門研修課程 I の受講対象者は、「介護支援 専門員としての実務に従事している者であって、 就業後6ヶ月以上の者」と原則定められていま す。

#### **※注3····**

■専門研修課程Ⅱの受講対象者は、「介護支援専門員としての実務に従事している者であって、 就業後3年以上の者」と原則定められていま す。

#### **※注4····**

更新研修課程 I、更新研修課程 I、実務未経験者向け更新研修の受講対象者は、「介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者」と原則定められています。

#### 【その他】

- (1)更新研修を受けずに介護支援専門員 証の有効期間が切れた場合、再研修を修 了することにより再度、証の交付を受ける ことができます。
- (2)他都道府県登録の方は、大分県で更新のための研修は原則受けられません。 登録している都道府県に確認してください。
- (3) 左記は一例です。複雑な制度のため、必ずしも当てはまらない場合があります。また、研修受講の判断は、介護支援専門員証の有効期間と研修時期等をよく考慮してください。



## 更新申請手続き後(有効期間満了日の1年前から受付)、更新完了

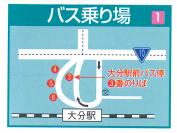
(参考) 大分県庁ホームページ http://www.pref.oita.jp/site/144/kaigosien-senmonin2.html

| || 現時点で、更新 | | 明時点で、更新 | | 研修を受講する | | ことはできません |

## 介護支援専門員研修体系(平成28年度)

研 修 名		貝伽修体系(平成28年度)	時 間		備考
介護支援専門員 実務研修	義務	<ul><li>介護支援専門員実務研修受講試験合格者</li></ul>	H29.1月~ (H28年度試験 合格者)	(H28年度試験 D.J. L	
介護支援専門員 実務従事者基礎研 修	義務	・実務就業後1年未満の者	実務研修に統合		
介護支援専門員 専門研修課程 I	任意	・実務に従事している者であって、就業後6か 月以上の者	56H	I以上	
介護支援専門員 専門研修課程 II	任意	・実務に従事している者であって、就業後3年 以上の者(更新が2回目以上となる方は、更 新後3年以上経過していること)	321	I以上	
		者	4月~12月	4 4 H 以上	
A - TH		①介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者 (実務未経験者)	H29.1月~ (H28年度試験 合格日以降)	5 4 H 以上	_
介護支援專門員 更新研修	義務	②介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者 (実務経験者)	88H 以上		・専門研修課程を修了している者は免除・本研修での更新が2回目以上の方は課程 I (32H)の受講のみ
介護支援専門員 再研修	義務	・登録後5年以上、実務に従事したことがない 者 ・実務経験はあるが、5年以上実務に従事した ことがない者	4~12月	4 4 H 以上	_
			H29.1月~(H28年度試験合格日以降)	5 4 H 以上	
主任介護支援専門員研修	任意	①専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上である者②ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年以上である者③流行規則第140条の52第2号のハに規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者④その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者(詳細は、大分県主任介護支援専門員研修開催要項を確認すること)上記①~④いずれかに該当し、かつ専門研修課程I及びII 又は更新研修を修了した者	/0H以上		※介護支援專門 員協会主催
<b>(新規)</b> 主任介護支援専門 員 <u>更新</u> 研修	任意	研修対象者は、次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。なお、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。 ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテー会の経験がある者②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者③日本ケアマネジメント学会が開催する研究の研修のでは、対した者③日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者平成27年2月12日老発0212第1号厚生労働省老健局長通知	46H 以上		※介護支援専門 員協会主催

# 大分県社会福祉介護研修センター 交通アクセス



## 交通手段(大分バス)

大分駅前3番乗り場 「明野団地、大分高校行き」

## E40 か E41

→「さつき町」下車徒歩約3分

## 休 館 日

- 毎週月曜日
  - 土・日曜日も開館しています
- 加口
- 土・日曜日と重なる場合は 開館しています
- **年末年始** 
  - 12月29日~1月3日









お問い合せ先

# 大分県社会福祉介護研修センター

〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号

TEL097-552-6888 FAX097-552-6868